

蒲郡市通学路設定及び運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、蒲郡市公立学校設置条例（昭和39年蒲郡市条例第15号）第2条に規定する学校（以下「公立学校」という。）に通う児童生徒（以下「児童等」という。）の安全な通学路を確保するために、通学路設定及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、「通学路」とは、児童等が通学のため通常使用する経路として校長が指定した道路区間をいう。

(通学路の設定)

第3条 通学路の設定は、校長が児童等の居住地区ごとに、通学の集合場所、経路、交通状況等を勘案して、最も適切な道路及びその区間を通学路として指定するものとする。

- 2 児童が使用する通学路の設定については、通学の集合場所から公立学校の出入口までの道路区間を基本とする。
- 3 校長は、通学路の指定に当たっては、事前に保護者、地区住民と協議し、必要に応じて蒲郡警察署に相談するものとする。

(通学路設定の基準)

第4条 通学路は、最短距離で設定するのではなく、児童等の安全を最優先に次の事項をできるだけ留意して設定するものとする。

- (1) 原則として、国、県又は市が管理する道路であること。
- (2) 原則として、歩車道の区別のある道路とする。ただし、歩車道の区別がない場合には、車の交通量が少なく、道路の幅員が児童等の通行を確保できる状態にあること。
- (3) 危険な横断箇所には、横断歩道、信号機等が設置されていること、又は交通指導員、見守り隊、警察官等による交通整理及び誘導を行うことができること。
- (4) 防犯上の安全が確保できるよう、見通しのきく道路（物陰になりやすいところがない等）であり、児童等が独りになる時間ができるべくなく、周囲に人家があること。

(通学路の指定・変更・廃止)

第5条 校長は、通学路を指定するときは、必要に応じて関係機関と協議の上、直ちに通学路指定届出書（第1号様式）に地図を添付し、教育委員会に届け出るものとする。

2 前項の規定により届出のあった通学路は、特別の事情がない限り変更しないものとする。ただし、やむを得ず通学路を変更又は廃止するときは、校長は通学路変更届出書（第2号様式）又は通学路廃止届出書（第3号様式）に地図を添付し、教育委員会に届け出なければならない。

3 校長は、通学路の指定、変更又は廃止を行うときは、児童等、保護者、地区住民等に対しその旨を周知するとともに、通学路における児童等への交通安全教育指導を行うものとする。

（補修、修繕等）

第6条 校長は、通学路の安全を確保する上で必要がある場合には、教育委員会に通学路の補修、修繕等の要望をするものとする。

2 教育委員会は、前項の要望を受けた場合であって、必要があると認めるときは、通学路の補修、修繕等を行うことについて、道路管理者又は蒲郡警察署と協議するものとする。

3 校長は、通学路の安全確保のため、通学路を定期的に点検しなければならない。

（教育委員会の指導助言等）

第7条 教育委員会は、第5条の規定により届出のあった通学路について、児童等の通学路として適切でないと判断したとき、又は不適切な事態が生じたときは、校長に指導又は助言を行い、その変更を求めることができる。

（情報提供）

第8条 教育委員会は、通学路の状態、安全状況等に関する情報を得たときは、速やかに校長に情報提供するものとする。

（雑則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、通学路の設定及び運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

蒲郡市教育委員会 様

学校名

職氏名

通 学 路 指 定 届 出 書

下記のとおり通学路を指定するので、蒲郡市通学路設定及び運営要綱第5条第1項の規定により関係図面を添えて届け出ます。

記

- 1 指定する通学路の使用開始日
年 月 日 から
- 2 指定箇所
別紙地図のとおり
- 3 その他

※ 別紙地図には、指定する通学路を起終点が分かるように記載すること。

第2号様式（第5条関係）

年 月 日

蒲郡市教育委員会 様

学校名

職氏名

通 学 路 変 更 届 出 書

下記のとおり通学路を変更するので、蒲郡市通学路設定及び運営要綱第5条第2項の規定により関係図面を添えて届け出ます。

記

1 変更する通学路の期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

2 変更箇所

別紙地図のとおり

3 変更理由

4 その他

※ 別紙地図には、変更する通学路を起終点分かるように記載すること。

第3号様式（第5条関係）

年 月 日

蒲郡市教育委員会 様

学校名

職氏名

通 学 路 廃 止 届 出 書

下記のとおり通学路を廃止するので、蒲郡市通学路設定及び運営要綱第5条第2項の規定により関係図面を添えて届け出ます。

記

1 通学路の廃止日

年 月 日

2 廃止箇所

別紙地図のとおり

3 廃止理由

4 その他

※ 別紙地図には、廃止する通学路を起終点分かるように記載すること。